

## 墨田区高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画

### 計画の期間・位置づけ

「高齢者福祉総合計画」は、墨田区における高齢者福祉施策に関する基本計画であり、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画である。また、「第7期介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画である。

両計画は、高齢者の福祉施策を総合的に推進するため、一体的な計画として策定するものであり、3年間を対象期間としている。第7期計画は平成30年度から令和2年度までである。

### 令和元年度（墨田区高齢者福祉総合計画・第7期介護保険事業計画）

#### 1 事業実績

##### (1) 生きがいづくりの支援

セカンドステージ支援事業を始めとした生きがいづくり事業を行うことにより、高齢者が地域の担い手となるしくみづくりを進めた。

- ・シニア人材バンク登録 75人
- ・セカンドステージセミナーの開催 年3回、参加者数713人
- ・生きがい講座の開催 年6回、参加者数213人

##### (2) 介護予防・重度化防止の推進

高齢者が介護予防の必要性に気づき、日常生活の中で自ら介護予防に取り組み続けている状態を目指し、各種事業を行った。

- ・介護予防普及啓発事業 15事業 実参加者数1,392人
- ・地域介護予防活動支援事業
  - (ア) 通いの場支援事業 申請8団体 延べ42回
  - (イ) 講師派遣制度 申請2団体 延べ8回
  - (ウ) 介護予防サポーター養成講座
    - リーダー養成講座（4日制） 実参加者数：12人 延参加者数：48人
    - サポーター養成講座（3日制） 実参加者数：7人 延参加者数：20人
  - (エ) 地域リハビリテーション専門職による介護予防取組支援 377回

##### (3) 生活支援サービスの充実

社会福祉協議会やシルバー人材センターを活用した取組、ボランティアの育成を行うとともに、高齢者の多様な生活支援ニーズに対応するためのしくみづくりを進めた。

- ・生活支援コーディネーターの配置
  - 第1層（社会福祉協議会1人）
  - 第2層（高齢者支援総合センター8人、シルバー人材センター1人）9人
- ・介護支援ボランティア・ポイント登録 175人、活動登録施設の拡大 52 60施設
- ・地域ケア会議 個別会議38回 推進会議41回 区レベルの会議1回  
区レベルの会議のテーマは「高齢者の栄養の偏り」とし、「リスクの高い在宅高齢者への取組」、「口腔ケアの取組」、「協食の取組」、「適切な栄養摂取につながる支援」の視点から対策を検討した。

(4)ひとり暮らし高齢者等への支援と地域での支えあいの推進

ひとり暮らし高齢者等が安心して住み慣れた地域で生活できるよう各種サービスを実施するとともに、民生委員、町会・自治会、老人クラブ等の地域力による見守りネットワークのさらなる充実を図った。

- ・緊急通報システム 年度末設置台数 1,258 台
- ・食事サービス 年度末登録者数 2,618 人 延配食数 285,420 食
- ・見守り協力員研修会 年 5 回、同勉強会 年 24 回実施
- ・高齢者の権利擁護・虐待防止 相談・通報件数 165 件

(5)医療と介護の連携強化

在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、在宅医療・介護連携の現状や課題等を検討するとともに、在宅療養高齢者への支援、医療・介護に関わる多職種連携を推進した。

- ・在宅医療・介護連携推進協議会の開催 2 回
- ・多職種連携部会の実施 2 回（在宅療養ハンドブック改定、多職種連携研修について、情報共有ツールの作成、運用ルール検討等）
- ・多職種研修会 1 回 70 名参加
- ・医療と介護の連携研修（ケアマネジャー向け）3 回 延べ 204 名参加

(6)認知症ケアの推進

認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスの提供体制の構築を進めるとともに、認知症高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう相談体制の整備を進めた。

- ・認知症ケアパスの配布（令和元年度に改訂、7,000 部作成）
- ・認知症初期集中支援チームによる支援

支援対象者数 16 人 チーム員会議のべ検討数 80 回 終了後のモニタリング 11 回

(7)介護サービスの質の向上

介護の日記念行事を実施し、介護に係る資料展示や資料配布など、介護全般に関する情報提供を行うとともに、介護給付の適正化の取組を進め、介護サービス事業所に対する実地指導・集団指導を行った。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、地域住民等の多様な主体の参画を促し、支援を要する方への支援を行った。

- ・介護のおしごと合同説明会 1 回開催、参加事業者 18 社、参加求職者延 40 名
- ・介護のおしごと就職面接会 1 回開催、参加事業者 4 社、参加求職者延 11 名
- ・給付費通知郵送 年 2 回 計 19,733 件
- ・外国人介護従事者日本語学習支援 教室 107 回、延参加者数 779 人
- ・総合事業 訪問 B 型

(ア)シルバー人材センター 利用者数延 369 人、延時間数 1,515 時間

(イ)ハートライン 2 1 利用者数延 170 人、延時間数 733 時間

(8)自分にあった施設、住まいの選択

特別養護老人ホームの新規施設整備を行う事業者が建設に係る入札を行った。

都市型軽費老人ホームの整備を支援し、高齢者が自宅で自立した生活を営むことができるよう住宅改修助成制度の利用を推進した。

- ・都市型軽費老人ホームの整備 計 7 棟（140 床）整備済
- ・住宅改修（バリアフリー化）助成 予防改修 257 件、設備改修 114 件

## 2 事業評価

### 事業数及び評価

事業数	評価		
	A	B	その他
計画書掲載事業数 107事業	90事業	3事業	14事業

A：計画どおり進んでいる場合 B：計画に遅れが生じている場合 その他：計画の見直し等の必要が生じている場合

### 評価「B」事業一覧

	事業番号	事業名	説明	主管課
1	31 (2)	小地域福祉活動	小地域福祉活動実践地区について、34地区の立ち上げを目標としたが、実績は32地区であった。 また、ふれあいサロン活動地区について、25地区の立ち上げを目標としたが、実績は19地区であった。	厚生課・社会福祉協議会
2	99 (3)	すみだすまい安心ネットワーク事業	国の制度に課題があり、家主から住宅の提供が受けられず、全国的に登録が伸び悩んでいる。	住宅課
3	107 (11)	特別養護老人ホーム・地域密着型サービス等の整備	民有地における特別養護老人ホーム整備運営事業者について、入札不調があったため、建築工事の着手が遅れた。	介護保険課

### 評価「その他」事業一覧

	事業番号	事業名	説明	主管課
1	69 (2)	すみだ認知症ほっとダイヤル	平成30年度で事業終了	高齢者福祉課
2	70 (3)	もの忘れ・認知症相談事業	No.1に同じ	高齢者福祉課
3	92	介護軽度者に対するホームヘルプサービス	予防給付が総合事業に移行したことに伴い、区独自サービスである本事業を継続する理由が乏しくなった。事業実績を検討し、事業の見直しを行う。	介護保険課
4	93	高齢者軽度生活援助サービス	No.3に同じ	介護保険課

新型コロナウイルス感染症の影響により、10事業について、当初の予定どおり実施できなかった。

## 3 目標と実績についての分析

計画に掲載されている107事業のうち、90事業がA評価であり、全体の84.1%を占めていることから、概ね計画どおり施策を推進できていると分析する。

# 令和2年度（墨田区高齢者福祉総合計画・第7期介護保険事業計画）

## 1 事業計画

- (1) 生きがいづくりの支援  
シルバー人材センターや老人クラブへの支援、セカンドステージ支援事業の実施等を通じて高齢者が様々な担い手として地域で活躍できるしくみを充実させる。
- (2) 介護予防・重度化防止の推進  
介護予防普及啓発や食育啓発事業を行うとともに、高齢者が自ら介護予防に取り組み、継続できるよう支援するしくみや、健康づくりから介護予防まで、途切れることなく一貫して取り組めるしくみを検討する。
- (3) 生活支援サービスの充実  
高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、社会福祉法人等の様々な社会資源を発掘し、社会福祉協議会と連携し、多様なサービスの提供体制を整備・充実させる。
- (4) ひとり暮らし高齢者等への支援と地域での支え合いの推進  
民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブ等の地域力による見守りネットワークのさらなる充実を図るとともに、区民や関係機関との協働により、権利擁護事業や成年後見制度等の普及啓発と利用促進を図る。
- (5) 医療と介護の連携強化  
在宅医療・介護連携推進協議会を通じて、課題抽出や課題解決に向けた検討を行うとともに、在宅療養高齢者への支援や医療・介護に関わる多職種連携を推進する。
- (6) 認知症ケアの推進  
認知症に関する正しい知識の普及を行い、認知症初期集中支援チームを活用し、早期診断・早期ケアにつなげるとともに、認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスの提供体制のさらなる充実を進める。また、認知症地域支援推進員が中心となり認知症に関する相談を受けるなど、認知症が疑われる高齢者等の支援を行う。
- (7) 介護サービスの質の向上  
介護人材は地域包括ケアシステムの構築に不可欠であるので、介護サービスの担い手となる人材の確保・育成を進めるとともに、介護給付の適正化の取組を進め、介護サービス事業所に対する実地指導・集団指導を行っていく。
- (8) 自分にあった施設、住まいの選択  
住宅部門との連携を強化し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けるための施策を展開する。また、特別養護老人ホームの入所を促進し、待機期間の短縮に努める。

## 2 事業計画に対する考え方

いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年に向けて、地域包括ケアシステムを充実させるための取組をさらに推進する必要がある。

このため、5つの視点（在宅医療 介護サービスの充実 介護予防 住まいの整備 日常生活支援）に基づいて包括的・継続的な事業展開を行っていく。

特に、介護予防・日常生活支援総合事業や在宅医療・介護連携、認知症施策については、関係機関と緊密に連携し、着実に施策を進めていく。

また、今般の新型コロナウイルス感染症流行による影響を考慮し、国が示す「新しい生活様式」を踏まえたうえで、各種事業の実施方法を工夫していく。

さらに、令和2年（2020）年度は、現行第7期計画の最終年度であるため、各事業における課題を整理・明確化したうえで、次期第8期計画の策定を行う。